

議第 61 号

令和4年度 近江八幡市一般会計補正予算（第9号）

令和4年度近江八幡市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,868 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 46,219,984 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和5年2月27日提出

近江八幡市長 小西 理

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市税		11,332,218	967	11,333,185
	2 固定資産税	5,200,518	967	5,201,485
14 国庫支出金		7,128,850	2,901	7,131,751
	2 国庫補助金	2,584,176	2,901	2,587,077
歳 入 合 計		46,216,116	3,868	46,219,984

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 商工費		1,172,161	3,868	1,176,029
	1 商工費	1,172,161	3,868	1,176,029
歳 出 合 計		46,216,116	3,868	46,219,984

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	通学路安全対策施設整備事業	2,202
3 民生費	2 児童福祉費	認定こども園・保育所施設整備事業	66,781
4 衛生費	1 保健衛生費	出産・子育て応援交付金事業	28,566
6 農林水産業費	1 農業費	農業振興事業	15,200
6 農林水産業費	1 農業費	担い手育成支援事業	38,475
6 農林水産業費	1 農業費	津田干拓果樹団地整備事業	6,432
6 農林水産業費	1 農業費	土地改良事業	88,045
7 商工費	1 商工費	観光地域振興無電柱化推進事業	3,868
8 土木費	2 道路橋りょう費	市道維持補修事業	6,501
8 土木費	2 道路橋りょう費	国庫補助市道改良事業	45,339
8 土木費	2 道路橋りょう費	国庫補助市道長寿命化事業	14,830
8 土木費	2 道路橋りょう費	竹町都市公園アクセス道路整備事業	14,043
8 土木費	3 河川費	日野川改修事業	14,880
10 教育費	2 小学校費	小学校運営事業	14,745
10 教育費	2 小学校費	小学校施設整備事業	247,621
10 教育費	3 中学校費	中学校運営事業	5,650
10 教育費	3 中学校費	中学校施設整備事業	71,141
10 教育費	5 社会教育費	安土文芸の郷公園施設長寿命化整備事業	138,618
10 教育費	6 保健体育費	第79回国民スポーツ大会施設整備事業	1,520
合 計			824,457

提案理由

商工費において、観光地域振興無電柱化推進事業で国庫財源が確保できたため
予定事業の前倒しにより負担金補助及び交付金を追加する。

これらの財源については、市税及び国庫支出金を充当する。

また、総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、土木費及び教育費に
おいて、明許繰越が発生するため、翌年度に使用できる経費を繰越明許費として
追加する。